

株式会社ジェイアール西日本マルニックス 一般事業主行動計画

従業員が安心して仕事と子育ての両立ができる働きやすい環境をつくることにより、全従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 37 年 3 月 31 日

2. 内 容

(目標 1) 育児休業法の制度を上回る休業制度の実施

対策 育児休業期間を子が満 1 歳 6 ヶ月に達する日までを限度とし、社内報や社内イントラネット等で周知活動・啓発活動を実施する。

(目標 2) 年次有給休暇の取得を推進する

対策 働き方の見直し等により、長時間労働を抑制し、有給休暇の計画的付与により、取得を促進する。

(目標 3) メンタルヘルス対策の推進

対策 従業員への社内誌等によるメンタルヘルス相談窓口の周知活動・啓発活動を実施し、メンタルヘルスカウンセリングを推進し、休業の発生を抑制する。

以上